議　　第　　１７１　　号

令和 ７ 年 ９ 月 １ 日提出

熊本市税条例の一部改正について

熊本市税条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）の一部を次のように改正する。

第６８条第１項第１号中「又は精神に」を「、精神に」に改め、「精神障害者」という。)」の次に「又は身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）と生計を一にする者」を加え、「身体障害者で年齢１８歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。)」を「原動機付自転車であって、乗車定員が１人を超えないものについては、身体障害者等が所有するもの又は身体障害者等で年齢１８歳未満のものと生計を一にする者が所有するもの（当該身体障害者等が運転するものに限る。）に限る。）で、当該身体障害者等、当該身体障害者等」に改め、同条第２項中「及び道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第９５条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)」を削り、同項第２号中「年齢」を「生年月日」に改め、同項第５号を削り、同項第６号中「、主たる定置場、種別、用途及び使用目的」を削り、同号を同項第５号とし、同条中第３項を削り、第４

項を第３項とし、第５項を第４項とする。

附　則

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の熊本市税条例第６８条の規定は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和７年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（提出理由）

身体障害者等に対する軽自動車税の種別割の減免対象を拡大する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。